

令和5年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、
年度当初(令和5年4月1日現在)における等級等ごとの職員の数について公表します。

行政職給料表(一)による給与を支給する者

等級	職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数(人)	割合(%)	職名	人数(人)	(人)	(%)	段階
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	7	1.8%	部長	6	7	1.8%	部長級
				事務局長	1			
				計	7			
7級	次長の職務又はこれに相当する職務	10	2.6%	次長	4	10	2.6%	次長級
				局長	2			
				危機管理監	1			
				支所長	1			
				会計管理者	1			
				事務局長	1			
				計	10			
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	30	7.7%	課長	28	30	7.7%	課長級
				事務局長	1			
				事務長	1			
				計	30			
5級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	52	13.3%	課長補佐	36	52	13.3%	課長補佐級
				事務局長補佐	3			
				局長補佐	1			
				室長	4			
				施設長	1			
				所長	1			
				館長	6			
				計	52			
4級	係長の職務又はこれに相当する職務	58	14.8%	係長	50	58	14.8%	係長級
				主任保育士	1			
				主任保健師	1			
				副園長	1			
				副館長	2			
				管理主事	1			
				指導主事	2			
				計	58			
3級	主査の職務又はこれに相当する職務	57	14.5%	主査	43	235	59.9%	係員級
				保育士	3			
				保健師	2			
				助産師	1			
				看護師	1			
				管理栄養士	1			
				教諭	3			
				再任用	3			
				計	57			
2級	主任の職務又はこれに相当する職務	72	18.4%	主任	60			
				技師	1			
				保育士	1			
				保健師	2			
				教諭	2			
				再任用	2			
				再任用(短時間)	4			
				計	72			
1級	主事若しくは主事補の職務又はこれに相当する職務	106	27.0%	主事	72			
				主事補	20			
				技師	1			
				技師補	1			
				保育士	2			
				保健師	7			
				看護師	1			
				教諭	2			
				計	106			
合計		392	100.0%					

※等級別基準職務ごとに給料が支給されない職員(特別職、技能労務職、会計年度任用職員等)を除いてあります。
※割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。